八　装備品等に関する知的財産の管理に関すること。
九　装備品等に関する規格の制定に関すること。
十　装備品等の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
十一　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること。
十二　航空装備研究所、陸上装備研究所、艦艇装備研究所、電子装備研究所、先進技術推進センター、札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場の管理及び運営一般に関すること。
（調達管理部の所掌事務）
第百七十六条　調達管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　装備品等及び役務の調達に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。
二　装備品等及び役務の調達に係る入札及び契約の適正化に関すること。
三　装備品等及び役務の調達に関する業務の総括に関すること（調達事業部の所掌に属するものを除く。）。
四　装備品等及び役務の調達に関する業務に伴う苦情の処理に関すること。
五　装備品等の標準化の促進に関すること。
六　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成に関し必要な原価その他の共通的な情報の収集及び基準の設定に関すること。
七　装備品等及び役務の調達に関し必要な企業の調査の実施に関すること。
（調達事業部の所掌事務）
第百七十七条　調達事業部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　装備品等及び役務に関する業態調査に関すること。
二　装備品等及び役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
三　装備品等及び役務に関する契約の履行の促進に関すること。
四　装備品等及び役務に関する契約に伴う証明に関すること。
五　装備品等の調達に関する仕様書（防衛大臣の定めるものに限る。）の作成に関すること。
六　装備品等及び役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。
七　装備品等及び役務の調達に関する予定価格の作成及び原価監査並びに価格に関する情報の収集整理に関すること（調達管理部の所掌に属するものを除く。）。
八　装備品等及び役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。
九　装備品等及び役務に関し、地方防衛局が行う検査（監督を含む。以下同じ。）その他の契約の履行に関する業務（契約の履行の促進に関する業務を除く。以下「検査等」という。）の総括に関すること。
十　装備品等及び役務の検査の実施に関すること。
十一　装備品等の調達品の品質試験に関すること。
（装備官及び審議官）
第百七十八条　長官官房に、装備官四人及び審議官一人を置く。
2　装備官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項（装備品等の開発その他の装備品等及び役務に関する専門的かつ技術的なものに限る。）についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
3　審議官は、命を受けて、防衛装備庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
（プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官）
第百七十九条　プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官三人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括官二人を置く。
2　プロジェクト管理総括官は、命を受けて、プロジェクト管理部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。
3　革新技術戦略官は、命を受けて、技術戦略部の所掌事務に関する革新的な技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。
4　調達総括官は、命を受けて、調達事業部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第二款　課の設置等

第一目　長官官房

（長官官房に置く課長に準ずる職）
第百八十条　長官官房に、総務官一人、人事官一人、会計官一人、監察監査・評価官一人、装備開発官四人及び艦船設計官一人を置く。
（総務官の職務）
第百八十一条　総務官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　機密に関すること。
二　長官の官印及び庁印の保管に関すること。
三　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
四　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
五　防衛装備庁の保有する情報の公開に関すること。
六　防衛装備庁の保有する個人情報の保護に関すること。
七　防衛装備庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
八　防衛装備庁の機構及び定員に関すること。
九　防衛装備庁の事務能率の増進に関すること。
十　防衛装備庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
十一　防衛装備庁の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。
十二　広報に関すること。
十三　渉外に関すること。
十四　防衛装備庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
十五　防衛装備庁の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。
十六　前各号に掲げるもののほか、防衛装備庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（人事官の職務）
第百八十二条　人事官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　防衛装備庁の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。
二　礼式、表彰及び服制に関すること。
三　防衛装備庁の職員の補充に関すること。
四　防衛装備庁の職員の福利厚生に関すること。
五　防衛装備庁の職員に貸与する宿舎に関すること。
六　恩給に関する連絡事務に関すること。
七　防衛装備庁の職員の教育訓練に関すること。
八　防衛装備庁の職員の保健衛生に関すること。
（会計官の職務）
第百八十三条　会計官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の予算及び会計に関すること（監察監査・評価官の所掌に属するものを除く。）。
二　防衛装備庁の所掌に係る経費及び収入の決算の作成に関すること。